

平成 24 年度年賀寄附金 配分申請要領 — 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成 24 年度年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 23 年 10 月 1 日(土)から同年 11 月 30 日(水)

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年(1949 年)12 月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)を、そして平成 3 年(1991 年)からは「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)を発行しています。今年は始まりから数えて 63 回目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約 467 億円に上ります。

年賀寄附金配分事業は、郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号)に基づいてこれを行っております。お預かりしました寄附金を、法律に定められている 10 の分野の事業(P. 5「申請のできる事業と事業期間」を参照)を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約 4 億円強の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。

年賀寄附金配分事業は民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金の配分は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の“活動”分野及び「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」という“物品”を主体とする分野に対

し行われます。

なお、平成 24 年度年賀寄附金の配分においては、これまでの配分助成（一般枠）のほか、平成 23 年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するために、特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成」を設定いたします。

1 一般枠（これまでの5つのプログラム）

申請区分	申請可能な金額
活動・一般プログラム	～500万円まで
活動・チャレンジプログラム	～50万円まで
施設改修	～500万円まで
機器購入	
車両購入	

2 特別枠

申請区分	申請可能な金額
東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成 （活動・施設・機器・車両の区分なし）	～500万円まで

活動・チャレンジプログラムは毎年申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能です。この間に新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入って行くステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば途中から「活動・一般プログラム」として申請することも可能です（ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続して配分を受けられる期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません。）。

【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、平成 18 年に郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」を設置いたしました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

なお、年賀寄附金配分による事業成果については事業評価を実施しています。この評価は、今後の年賀寄附金配分事業の改善のための参考として役立てるため、また、事業を実施された団体の皆さまに実施された事業が将来にわたり、よりステップアップにつながるよう再度、事業内容を見つめ直す機会にさせていただきたいと願って行うものです。

【配分において今回特に留意する事項】

昨年度実施した「活動助成（一般・チャレンジ）」における郵便資源の活用等の留意事項を継続します。

郵便事業は社会貢献活動の一環として、地方公共団体との連携のもと、地域の一人住まいのお年寄りへの声掛け活動（ひまわりサービス）等を行っていますが、地域との連携を基盤とする事業として、これまで以上に、地域社会の発展、社会福祉への貢献を果たしていきたいと考えています。そこで従前からの地方公共団体との連携はもとより、地域に根ざした活動をしている様々な営利を目的としない団体との連携も積極的に進めていきたいと考えています。具体的には、郵便事業のもつ資源、例えば、地域の隅々までカバーした配達網、物流拠点、人的パワー等を活用あるいは協働した取組により、より成果を増進させることが期待できる活動などです。郵便事業としてどのような関わり方が可能か事前にご相談に応じることにより、郵便事業との協働にご関心のある営利を目的としない団体による申請を支援いたします。

※1 本件申請希望団体には、事前に年賀寄附金事務局に、郵便資源の活用ができるかどうかについての確認・照会していただいた上で、申請していただきます。

なお、事務局が協働の可能性実現へ向けてお手伝いいたしますが、希望される活動内容等によってご希望に沿いかねる場合があります。また、あくまでも申請前における協働活動の実施可否の調整・確認であり、寄附金配分をお約束するものではなく、寄附金配分は申請後の年賀寄附金審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定、総務省への認可申請、総務大臣認可により決定されますので、ご了承願います。

※2 参考事例

(1) 平成23年度年賀寄附金配分事例

- ① 子どもたちが、手紙やはがきを書いたり、遊びを通じて世代間交流をしたりすることで、楽しみながら「生きる力」を向上させる場づくり事業
- ② 地域社会の福祉の増進と発展を目的とした「届けよう! 助けよう! 絆つなぎの押し花メッセージカード」事業

(2) 郵便事業の地方公共団体等との連携事例

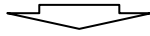
- ① 過疎地域における高齢者への励ましの声かけ、② 道路損傷等の情報提供、
- ③ 要保護高齢者・迷子の発見・保護、④ 安心パトロール、⑤ こども110番

(3) その他の事例

地域のための“ふれあいの場”提供、ものづくり教室の開催、各種サークルの発表・展示など。

1. 配分事業の流れ

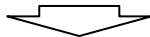
配分申請事業の検討・
配分申請書の作成・
大臣又は都道府県知事
の意見書の入手



配分申請書の提出



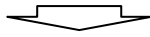
受付確認葉書の受領



審 査
(審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定)



総務省への認可申請



(情報通信行政・郵政行政
審議会・答申)
総務大臣から認可



配分団体の決定通知



実施計画書の提出

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

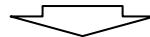
申請に必要な書類を揃えて、申請書類を折らずに入る封筒をご使用いただき特定記録郵便若しくは簡易書留郵便にてお送りください。受付期間は平成23年10月1日(土)から、平成23年11月30日(水)(当日消印有効)までです。消印が12月1日(木)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「葉書」に申請書類を受け付けた旨の表示をして送付いたします。平成23年12月16日(金)までに「受付確認葉書」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

平成23年12月～
平成24年2月中旬

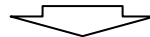
配分事業の実施

配分決定通知後
～平成25年3月



寄附金の配分

各月末

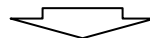


事業完了報告書の提出

配分事業完了月の翌月末

自己評価書の提出

平成25年8月



ヒアリング評価(抽出)
及び
実地監査

平成25年10月頃

※ 太線 () で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は、次の団体とし、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

- (1) 一般枠は、社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人・公益財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)とします。
- (2) 特別枠は、営利を目的としない法人とします。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確定している必要があります。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けることはできません。(平成23年度の配分決定を受けた団体は平成24年度の配分対象となりませんので、今回申請することはできません。昨年度申請したものの、配分を受けることができなかった団体は申請をすることができます。)。ただし、上述のとおり「活動・チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況に応じて4年間連続して配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。)

3. 申請のできる事業と事業期間

申請できる事業は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成25年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

(1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- ⑥ 文化財の保護を行う事業
- ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

※ 特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成については上記②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業を対象とします。

(2) その他の条件

- ① 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業と重複する内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。別の補助金・助成金の配分が決定された場合は速やかにご連絡をお願いいたします。
- ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。また、車両購入は1申請につき1台です。
- ③ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業(上記(1)①~⑩)の実施に直接つながるものであること。
- ④ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)
- ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また、中古品は対象としません。
- ⑥ 施設改修は、模様替工事、修理・保全工事、外構工事(門、塀、柵等)及び建築設備工事(電気・空調・給排水設備等)のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成23年4月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
- ⑦ 申請法人が自ら実施する事業であること。ただし、申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能。

(3) 申請事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること
事業への社会的要請が高く、また、事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高

いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

(4) 定量的条件の配慮

上記(3)の期待することに加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とするできるだけ多くの団体に配分するため）
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体）
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ (www.post.japanpost.jp/kifu/) 又は郵便CSRブログ (blog.post.japanpost.jp/csr/) からダウンロードできます。また、郵送で同様式を希望される方は下記の年賀寄附金事務局まで郵便葉書若しくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成24年度年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申込みください。

(1) 申請書類（必須提出書類）

- ① 年賀寄附金配分申請書（申請書には、一般枠として「活動・一般」、「活動・チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類、そして特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成」の1種類、合計6種類の申請書がありますので、どれか1つを選択してください。）
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
※意見書の入手には時間が必要です。11月11日頃までには所管部門に意見書の交付申請をしてください。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成22年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成23年度申請団体収支予算書
- ⑥ 必要な見積書
- ⑦ 郵便葉書

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

(2) 説明資料

- ① 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等（個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付）
- ② 文化財の保護の場合、登録証明書など文化財の指定を受けていること分かる

書類等

- ③ 団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ④ その他必要と考える説明資料

（3）提出先

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便にてお送りください。その際、申請書（A4）を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便としてください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

（申請書各種様式の申込み・申請書類の提出先）

〒100-8798

東京都千代田区霞が関 1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

（土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 をお願いいたします。）

受付期間は平成 23 年 10 月 1 日（土）から、平成 23 年 11 月 30 日（水）（当日消印有効）までです。消印が 12 月 1 日（木）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

（4）配分申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン、万年筆）の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。
なお、コピーは両面刷りにしないでください。
- ② 配分申請書は所定の様式を使用してください。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。
- ③ 審査は申請書類（添付資料を含む）のみで行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い的確かつ簡潔に記載してください。

5. 配分の決定と通知の時期

- （1）寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- （2）配分団体・配分額の決定は平成 24 年 3 月末を予定しており、申請された団体には、

採否の結果について書面にてお知らせいたします。

6. 配分事業の実施

- (1) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とり、現状に即した事業実施計画書を作成し、当社に提出していただきます。これに基づいて事業を実施していただくこととなります。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小幅な修正としていただきます。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定寄附金額から減額いたします（自己負担金額の減額はできません）。また、事業総額が逆に増加した場合であっても、寄附金は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。あらかじめご了承ください。
- (4) 寄附金は事業の終了月の月末に配分を予定しています。ただし、活動（一般・チャリティ）及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成については、事業開始月の月末に配分予定です。

7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が監査の

ために派遣され実際に監査を行います。

また、事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

10. お問い合わせ

(1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページ及び郵便CSRブログにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ (www.post.japanpost.jp/kifu/)

郵便CSRブログ (blog.post.japanpost.jp/csr/)

(2) 電話によるお問い合わせ

上記WEBサイトに書かれていないことに関しては、下記の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00・13:00～17:00にお願いいたします。)

11. その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に記載されている実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分類等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以上